



助成金および給付金の 支給方法が変わります (現金配付の廃止)

当サービスセンターでは、サービスの向上ならびに事務作業の効率化に伴い、**令和 6 年度の申請分より、全事業所を対象に助成金および給付金の支給方法を銀行振込に変更いたします。**

今後はサービスセンター職員による現金配付を廃止し、会費引落口座への振込による支給に変更させていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更時期

令和 6 年度以降の申請・請求受付分より

2. 変更内容

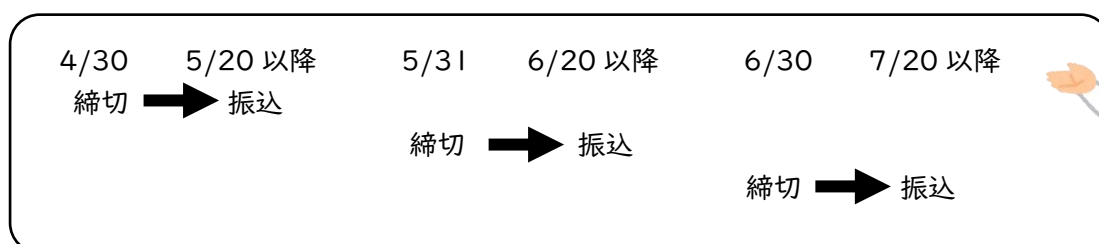
(現 行) サービスセンター職員による現金配付または窓口での現金受取り
(変更後) 会費引落口座へ振込み

3. 提出締切日と支給時期の目安

内容	提出締切日	支給時期
助成金	毎月末まで	翌月 20 日以降に振込
給付金		

※上記はあくまでも目安です。締切日が週休日や祝日と重なった場合、前後します。
また、締切日までの提出であっても書類の不備等により手続きが遅れる場合があります。
なお、支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振込みます。

《参考：支給までの流れ》



《問い合わせ先》

玉野勤労者福祉サービスセンター

TEL 0863-33-5000